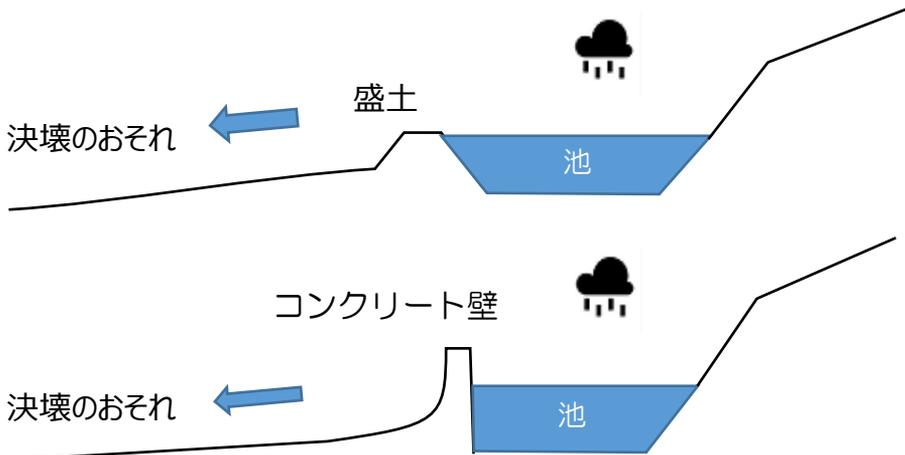


農業用ため池とは？

○農業に利用するために人工的に築造されたため池施設

- ※ 盛土が、ため池の一部でも対象となります。
- ※ コンクリート壁等で築造されたものも対象となります。
- ※ 温水ため池も対象となります。



ため池をお持ちの方（所有者）、お使いの方（管理者）はご連絡ください。

【問い合わせ先】

北海道上川総合振興局 産業振興部調整課指導企画係

電話：0166-46-5967(直通) FAX：0166-46-5214

名寄市 経済部耕地林務課管理係

電話：01655-3-2511(内線2323) FAX:01655-7-8080